

Title	民衆／民会の権力：ローマ政体論への新しいアプローチ
Author(s)	ムーリツェン, ヘンリック
Citation	パブリック・ヒストリー. 2010, 7, p. 86-104
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66481
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

民衆／民会の権力

ローマ政体論への新しいアプローチ

ヘンリック・ムーリツェン

高橋亮介・鷲田睦朗（訳）

ローマにおける民衆／民会の権力は、近年の西洋古代史研究の中で最も白熱した議論がなされているトピックである。本稿は、この議論がいかにして生じたかを分析しつつも、我々が進むべき方向を提案しようとするものである。まず、導入として近年の研究状況を論じ、続いてローマ「政体」論の中心史料であるポリュビオスを検討する。そして最後に、ローマの政治制度そのものについての新しい見取り図を示すという3部構成をとる。

1 研究史

まず、ローマの民会だけが法的正当性を握っていたという疑いの余地のない事実を指摘するところから議論を始めたい。開戦・終戦の決定、法律の制定、公職者の選出、死刑の判決といったあらゆる問題を定める場が民会であった。したがって、民会はローマの政体の中心に位置していたのだが、その権力について研究者たちが熱心に論じるようになったのは比較的最近のことである。いまや、かなりの蓄積がある、民衆に注目する新しい研究と、エリートと政治家を強調する旧世代の研究との違いは明白である。後者については、例えば、ミュンツァーの古典的研究『ローマの貴族党派と貴族家系』[Münzer 1920]には民衆への言及すらなかったように、ほとんどのローマ政治史は最近まで党派理論、政治党派、プロソポグラフィに偏っていた。

こうした古い研究においては、民衆はエリート同士の権力闘争における投票マシンとしてのみ扱われがちであった。政体の中心に位置するローマの民衆／民会が自らの権力を決して行使せず、御しやすく見えるという逆説を完璧に説明するものとして、史料的根拠が乏しいにもかかわらず、クリエンテラ（保護・被護関係）・モデルが受け入れられていたのである。クリエンテラの広がり、および党派理論に初めて疑問を投げかけたのが、ブランド [Brunt 1988] とクリスティアン・マイヤー [Meier 1980] である。彼らの修正主義的アプローチは、ローマの政治、とりわけ民衆／民会の権力を様々な視点から再評価することをうながし、同時に「ローマ民主政」論の先駆けとなった。ここで「ローマ民主政」という言葉を使うのは、ファーガス・

ミラー [Millar 1984, 1986, 1989, 1995, 1998] が、人的紐帯による統制を受けない民衆／民会を能動的で、決定的ですらある政治的要素と見なしているからである。

「民主政」論は、ローマの政治を抽象的な権力闘争としてとらえるのではなく、その実態を評価しようとする新しい動きと結びついた。こうして群衆は日常的な政治の場において影響力を持つ勢力と考えられるようになった。さらに、こうした理解は、法案の提出や明確な思想的対立を含む、ローマの「リアル・ポリティクス」を探求する新しい動きと結びついた。民衆／民会を政治要素と見なすことは、必然的に民衆の政治、民主政治という観念を復活させることにもなる。もし民衆が権力を持っていたのなら、民衆がもとめる課題や民衆の大義の擁護者も存在しただろうというわけである。

「民主政」論に対し、政治文化に着目して反論したのがドイツ学界である。ドイツ人研究者たちは、イデオロギーや儀礼、象徴を分析して貴族の優位性を主張した [e.g. Flaig 1995, 2003, Hölkeskamp 1995]。彼らは集合的記憶に関する理論、儀礼空間、記念物の地誌学、図像解釈学といった他領域の研究成果を援用し、ローマの政治を大衆のための見世物、民衆を強く従属させるための参加儀礼として解釈した。民衆が自らの権力を大っぴらに表明する機会が、実は彼らを少数エリートが管理するシステムへと縛り付ける儀式であったと見なすのである。この見解にはポストモダン的なアイロニーが含まれるものの、国家のイデオロギー的構造とエリートの自己像を重く考慮しなければならないと主張する政治文化論的アプローチにより、ローマの政治理解は大きく進展した。

民衆／民会の権力の是非に対する私自身の回答 [Mouritsen 2001] は、まず議論の出発点として、規模の観点から民衆の政治参加が極めて限定されていたことを強調している。その上で、民衆が制度的に有していた権力と彼らが実際に行使できた権力とのずれを明らかにした。また、大多数の民衆が政治参加できなかった要因として、民衆の社会的な多様性と不平等を考慮しようと試みた。私のモデルにも現代社会の状況が反映されている。それは、西洋世界における一般市民の政治参加水準の低下であり、市民生活に大きく影響するにもかかわらず、政治を自らとは無関係のものと思なす風潮である。ローマの民衆による政治選択の欠如を、諸政党が特徴を失うほど両翼から中道へと集まっている現代の傾向と関係づけることもできるだろう。

私のモデルにおいて問題となるのは、ローマの民会と民衆の権力が極めて不条理になる点である。その意味するところは、たまたまその場に居合わせた少数の群衆が全市民に成り代わって行動するということである。また、投票権を持つ市民が多いにもかかわらず、投票所は1カ所しか存在しないのである。このように、ある物事を不条理なものとして描きだすことは、その物事を理解するのに寄与しないものの、それが我々に理解できないということを再確認させてはくれる。では、どのようにしてローマの民衆／民会の権力を、我々が理解できるようになるだろうか。

ローマ「民主政」論を否定するほとんどの歴史家の理解によれば、民会は元来持っていた機能を奪われた抜け殻のような政治機関であり、民衆は自らの正当な生得権を騙し取られている。しかし、私にはこの見解に説得力がないように思われる。前段で述べた不条理さを筋の通るも

のとして理解できる論理を探すことこそが、我々がなすべきことであろう。そこで、ローマの政治機関に対してなされてきた基本的な分類と、それを解釈するために用いられてきた諸概念の再検討を行いたい。

2 ポリュビオスとローマ政体論

我々は民衆／民会の権力を公的な権力として政体論の文脈に位置づけようとしがちである。しかし、このような視点に立つ限り、彼らが権力を行使しないことは理解できない。民主政的な機関と見なされるはずの民会には、民主政的なところがないからである。そこで、なぜ民会が民主政的な機関と見なされるようになったかを考える必要があるが、そのためにはポリュビオスにまでさかのぼらなければならない。なぜなら、ローマの政体について初めて、しかも後代まで最も影響力を持った分析を行ったのがポリュビオスだからである。

ポリュビオスの分析の要点について、ここでは概略を述べるだけで十分であろう。彼によれば、ローマの政治システムは「混合」政体である。彼の「混合」政体論においては、君主政、寡頭政、民主政の各要素が一体となってバランスの取れた統一体を作りあげている。そして、このシステムによって担保された「混合」政体内の安定性によって、ローマは、その活力を対外的な軍事活動に向けることができた。これが、ローマが顕著な推進力を持って成功を収めた理由である。

ポリュビオス自身の言葉に従えば、彼の著作は、彼を受け入れてくれたローマ人に好印象を与えるためという目的を持ちつつも、まずもってギリシア人にローマの地中海世界征服を説明するために執筆された。彼がローマの政治機関を論じたのは、それこそが国家盛衰の鍵であると古代において一般に考えられていたからである。国家が安定するか混乱するか、人々が自由を享受するか専制に甘んじるか、その度合いを決定するのが政治機関であると見なされていたのである。ポリュビオスが第6巻でローマの政体を論じたのは、このためである。さらに、ギリシアで中庸の徳目が伝統的に理想とされたことを鑑みれば、異なる種類の統治体制が混ざりあい、それらの統治体制の間で対立する利害を均衡させる「混合」政体こそが、最善の政体であり、長期に渡る国家の安定を保証する唯一の政体であると見なされたのも当然であった。それゆえ、明らかにローマは軍事的に優位であるのだから、必然的に、ローマが優れた政体を備えており、その優れた政体こそが混合政体であるとされたのである。

これらの前提が、ポリュビオスの分析に幾分かの予断を与えてしまっている。さらに彼独自の「混合政体」論は、多くの点で尋常ではない。ギリシア人の政治理論をローマの機関に当てはめているという点だけでなく、彼がこれらの理論的なモデルを用いるやり方においてもそうである。ポリュビオスの基本的な枠組みは、政体を王政、民主政、寡頭政の3種類に分類するというギリシアの伝統に則っている。この分類法はヘロドトスの政体をめぐる議論(3.80-82)や、さらにさかのぼってピンダロス(*Pyth.* 2.86-88)にも見られる。この見方はのちにギリシア政治思想の定番となり、思想家たちによって、それぞれの政体は「善い」形態と「悪い」形

態とに二分され、この3政体モデルはより精緻なものとなった。この理論で用いられる術語と分類は人それぞれであったが、ポリュビオスにおいては、善い政体は君主政、貴族政、民主政で、悪い政体は僭主政、寡頭政、衆愚政とされた。いずれの政体も本質的に不安定であり、善い政体は悪い政体へと劣化し、悪い政体は異なる政治形態への移行をもたらす動乱を引き起こすと考えられていた。ポリュビオスの政体論では3種類の政体がそれぞれ善悪の形をとり、決まった順序で循環するのである。したがって彼の政体循環論をプラトンの政体論の一変種と見なすことができる。

政情不安定というギリシア特有の問題に取り組んだギリシア人思想家たちは、様々な解決策を提案してきた。プラトンの理想国家においては、国家は哲人的な監督者により統治され、その善意に基づく王道によって、富者と貧者との反目は克服される。ただし、のちにプラトンの思想は、異なる政体の諸要素を組み合わせた混成政体論へと向かった。一方、アリストテレスにおいては、プラトンの王政への高い評価を受け入れつつも、寡頭政と民主政の特徴を組み合わせ、いわゆる「理想政体 (*politeia*)」という、より現実的な理念へと発展をみせる。このアリストテレスの「理想政体」は、民主政の完全形態として提示されながらも、実際には穏健な寡頭政に近い。この理想国家では、エリートと大衆の利害を折衷させることで、政治的不安定と階級闘争の終結が図られる。つまり、アリストテレスの分析の前提となっているのは、ポリスは政治参加をするだけの私有財産を「持つ者 (*euporoi*)」と、そのような富を「持たない者 (*aporoi*)」とにおのずと二分されてしまうという状況である。政治的不安定の構造的な原因に注目し、富の不平等という事態を重要視したアリストテレスの解決策は、同時代のギリシア社会の現実根ざしたものであった。少数の富者と大衆との争いを不安定の根源と考えたアリストテレスは、これら2つの集団を妥協させ、両者の利害を尊重するバランスのとれた2党派政策を解決策として提示したのであった。

ところが、ポリュビオスの「混合政体」はアリストテレスの「理想政体」とは全く異なる産物である。ポリュビオスにとって、政体循環は異なる社会集団の利害競争が生み出す不安定さを反映するのではなく、純粹に倫理性と結びついていた。政体の変化は、「純粹な」政治システムの中で必ず起こる支配者の道徳的退廃により引き起こされ、支配者の打倒と交代に至る。したがって、ニッペル [Nippel 1980] が指摘したように、ポリュビオスはギリシアの政体論から現実社会に即した分析という側面を捨て去ってしまったのである。そして、現実社会の分析から遠ざかることで、貴族政、民主政だけでなく、王政をも含めた3つの善い政体全てを組み合わせたモデルをポリュビオスは作ることができたのである。王政を組み込むことで、彼のモデルは、これまでのギリシア人の理想国家と全く異なる性格を持つことになった。確かに、王政は政体の類型として存在してはいたが、寡頭政や民主政とは異なり、ある社会における何らかの特定集団による支配という事態を反映していない。王政は、通常政治が破綻し、権力が1人の人物の手に委ねられた時に出現する、原始的でやむをえない場合の選択だと見なせよう。それゆえ、哲人による1人支配を理論的には理想的で、有り得べき最高の統治形態として認めてはいても、アリストテレスにとって、王政は本質的に僭主政なのである。そして、その本質

からして、王政は誰からも支持されえないのである。しかし、「混合政体」論という図題を機械的に構想したがゆえに、「混合政体」が適切に機能するためには、王政固有の要素が必要であるとポリュビオスは考えたのである。彼の「混合政体」論においては、全ての政体の「純粋な」形態が組み合わされており、個々の政体の弱点が中和されているのだが、そこに王政が含まれている理由は、彼が問題とした政体の循環と、彼の解決策である「混合政体」との間に、ポリュビオスが対応関係を作ろうとしたからである。つまり、王政は政体循環という図題の一部であったため、解決策、すなわち理想的政体の中にもしかるべき場所が与えられなければならなかったのである。しかし、この機械的な論理は、政治の不安定を生み出す社会経済的状况を考慮していないことを改めて指摘しておこう。

王に関わる全てを断固として否定することによって成立した共和政というシステムの中に、王政の痕跡を見つけるのはかなり難しい。ポリュビオスがローマ政体の王政的要素とみなしたものは、個人が権力を掌握するのを防ぐために作られたあらゆる手段を無視しているので、説得力がない。そして、このことによって我々が思い至るのは、彼のモデルにおけるおそらく最大の欠点、すなわち彼のモデルがローマ政治の実態に即していないという問題である。彼のモデルにおいては、ローマの政治機関の1つ1つに伝統的なギリシア政体論の原型が具現化されている。つまり、コンスルは王政を象徴すると見なされ、民会は民主政の、元老院は寡頭政の要素であるとされる。このポリュビオスの政体論はアリストテレスのものとは大きく異なっている。なぜなら、アリストテレスにとって、あらゆる共同体における決定的な区分は、統治に参加するに足るだけの十分な財産を持つか、そうでないかという点であるからである。そして、寡頭政は富者による支配と定義され、貧者が財を持たないにもかかわらず権力を掌握した時に生じるのが民主政とされた。重要なことに、アリストテレスにとって、寡頭政や民主政といった類型は、寡頭政と民主政との間のスペクトルに位置する現実の政体の形態をモデルとして示す概念に過ぎないので、彼は、ある政体が寡頭政であるか民主政であるかをはっきりと判断しようとはしないのである。実際、アリストテレスは寡頭政についてだけでも4つ以上の段階を想定している (Arist. *Pol.* IV,6, 1293a12-34. cf. Ostwald 2000, p. 71)。

政体の性質は多くの要素によって決定づけられたが、最も重要な要素は市民権と役職を得るための財産資格 (*timema*)、市民団と公職の閉鎖性、役職手当の有無、民会参加の程度であった。さらに、アリストテレスは、社会における富の分布状況、法による統治、世襲権力の有無も、寡頭政と民主政とを区分するものとして考慮している。

ところが、ポリュビオスはこれらの要素を全く考慮せずに、個々の政治機関をいずれかの政体に属するものへと単純に分類する。機関が政体の政治的「価値」をまとめ上げており、特定の政体の原理を具現していると定義するのである。ポリュビオスによれば、各々の機関を個別に見ていけば、政体が完全に民主政的なのか、王政的なのか、貴族政的なのかは自ずと明らかなほど、その政治機関の特徴は極めて明瞭であるとされる。それゆえ、ポリュビオスは機関がその内部に矛盾や妥協を有しているという可能性を認めていない。プラトンとアリストテレスのモデルにおいて重要な役割が与えられ、ニッペル [Nippel 1980] が「機関内統制

(*Intraorgankontrolle*)」と呼んだ問題をポリュビオスは全く無視しているのである。評議会（ローマの場合は、元老院に該当）、民会、公職者のいずれもが、いかなる明確な政治的特徴も持つてはならず、民主政と貴族政とのスペクトルのどこかに位置するという事実にはポリュビオスは気付いていなかったのだろう。実際、民会の構成、公職へ立候補する権利、元老院への加入資格を決定する戸口調査と財産資格について、ポリュビオスは語っていない。

したがって、ポリュビオスの描くローマの政体は、ここでは各政体の要素が混じり合った「混成」政体ではなく、各政体の要素から構築された「混合」政体であり、彼独自の政治理論の産物ではないかと考えていだろう。なぜなら、それぞれの要素が「純粹」であるので、国家を安定させる諸要素の「混合」は、政治機関間の関係、すなわち「チェック・アンド・バランス」によって各機関の権力が抑制されるという関係の上に成り立っているとされるからである。ローマの政治機関の相互依存がポリュビオスの分析の要である。いかなる機関も独自に機能するのではなく、他の機関からの承諾を必要し、また「同意と協力」、したがって中庸がローマの政治システムに組み込まれているとポリュビオスは主張するのである。

しかしながら、相互依存が実在したことを証明するのは容易ではない。自らの理論をローマ政治の特定の事柄に当てはめるにあたって、ポリュビオスが直面した問題については、これまで多くの研究者が論じてきた。例えば、コンスルを元老院に対抗する存在と見なすことは、コンスルと元老院議員が同じ社会階層と政治身分に属していることから難しい。事実、コンスル自身が元老院のメンバーであり、コンスル職を辞したあとも元老院の一員であり続けたのである。

ポリュビオスの議論における欠陥の多くについては、すでに指摘がなされてきたが、彼の政体論が大きな影響力を持ったのも事実である。後世への影響を理解するために、彼の議論の個別的な分析から離れ、彼の全体的なアプローチへと考察の焦点を移そう。というのも、彼が真に革新的なのは、ギリシアの概念でローマの政治機関を理解した点である。このことを驚くべきこととしてとらえる現代の研究者はそう多くはない。それは、おそらくギリシアの概念を用いた分析手法が普遍的に使えると、大多数の研究者が考えているからであろう。オストワルド [Ostwald 2000] が述べたように、支配者が1人なのか少数なのか、あるいは多数なのかを基準にして政体を分類することは、「いかにギリシアがユニークな存在であったかを忘れてしまうほどに」、いまや当たり前のことである。ポリュビオスが用いた概念とアプローチの仕方は、ギリシアという文脈で発展し、ギリシアのポリス特有の経験によって形成されたことを忘れてはならない。ポリュビオスの用いた政治概念は、ローマではなくギリシアで成立したものである。これらの概念を使うことにより、外国人の視点でローマを観察し、ローマ独自の特徴を見落としかねないのではないだろうか。

機能論的なアプローチをとったポリュビオスは、ローマの政治実践を合理的なシステムの一部と見なしている。ローマの政治を担う個々の要素は、国家の安定を維持するためにそれぞれが重要な役割を果たし、政治機構の部品として国内で権力を調整する手段としての合理的な存在意義を持つとされる。このように、ローマの機関1つ1つに特有の目的と政治的「価値」を与えるポリュビオスのやり方は、重要な帰結をもたらす。すなわち、彼のアプローチをもっ

てしてこそ、民会が本質的に「民主政的」であったと見なされるのである。

ポリュビオスによるローマ国家の分析が部外者によるものであったということを確認したところで、ローマ人がいかにギリシアのモデルを用いたのかという疑問が生じてくる。この問いを考えるにあたり、重要なのがキケロである。というのも、『国家について (*De re publica*)』と『法について (*De legibus*)』において、彼はローマの政治機関をポリュビオスと異なった概念で捉えているのが垣間見られるからである。外国出身の第3者的な観察者であったポリュビオスと異なり、キケロは自らが記述する政治機関に慣れ親しんだローマの上流階級の人間であった。キケロは、ポリュビオスと同じギリシアの政治理論に基づいて、同じモデルと分類を用いているが、キケロの解釈、および彼が強調する事柄には、わずかとはいえ、ポリュビオスとは決定的に重要な違いがある。つまり、キケロの分析にも、ポリュビオス同様、用いるモデルと、そのモデルにうまく当てはまらないローマ独自の特徴との緊張関係を見てとれるものの、キケロはこの緊張関係の解決をも試みているのである。

ポリュビオスと同様に、キケロが用いるのは標準的な3政体モデルであり、元老院、コンスル、民会を政体の3つの原型と見なしている。しかし、キケロが描くローマ政体はポリュビオスのものとはいささか異なっている。全ての要素がチェック・アンド・バランスによって均衡状態にあるという幻想ではなく、元老院によってしっかりと統制されているのである。エリートが国家を統率することは、キケロにとって自明であった。ポリュビオスとは異なり、キケロが民衆を論じるときに重きを置くのは、その政治権力よりも自由 (*libertas*) である。したがって、キケロにとって混合政体の主な長所とは、エリートの権力や高位公職者の権力を損なうことなく、民衆の自由への欲望を満たすことができるという点にあったのである。例えば、『法律について』 (cf. *Leg.* 3.24f.) において、護民官は民衆を宥める手段として容認されている。護民官と上訴権 (*ius provocationis*) は民会とともに、民衆の自由を制度的に保証し、それを象徴的に表わすものと見なされる。これらは、民衆／民会に実権を与えることなく、上流階級の支配体制に統合するために機能する。したがって、キケロの「混合」政体とは、現実のものではなく、見せかけに過ぎない。というのも、政治機関は権力と影響力の所在を表面的に装っているに過ぎないからである。

キケロのモデルは、彼が受け入れたギリシアの概念やモデルと、ローマ国家での個人的な見解や経験とが入り交じったものである。そしてキケロのモデルでは、ポリュビオスのモデルよりも、より繊細な諸機関への理解がそれとなく灰めかされている。とりわけ、諸機関が象徴的な機能を持ちうるという指摘は、ローマの政治体系が備える矛盾を理解する手がかりを我々に与えてくれるのではないだろうか。ポリュビオスの機能的アプローチによって、ローマの諸機関を単純化して理解できるのであるが、むしろ、彼のモデルに簡単には組み入れられない要素に注目することによって、ローマの諸機関を成り立たせている独自の論理をよりよく理解できるのでないだろうか。このように考えたとき、民衆／民会の曖昧な役割はとりわけ注目に値する。そこで、民会とその権力についてこれから扱うことにしよう。

3 民衆／民会の再検討

ローマの主権者は民衆である。このことは現代のほとんどの教科書に書かれている基本的な事実である。民会のみが、法律の制定、開戦の宣言と終戦の決定、ローマ国家の指導者の指名、市民への死刑宣告を行える。

しかしながら、近世ヨーロッパという全く異なる史的文脈で創られた人民「主権」を古代ローマ社会に持ち込むのは時代錯誤である。「民衆の権力」についてローマ人自身が抱いていた認識は、我々が今日「主権」と認識するいかなるものとも異なっていたであろうし、また、ギリシアの思想家が論じた「民主的な」原理を反映しているとも限らない。民衆の「主権」は、我々が知るのとはかなり異なった構造をもつ国家の中に位置づけられていたのではないかという問いを立てるべきである。そして、この問いに答えるためには、どのように「民衆の意思」が民衆の政治機関たる民会で表明されたかを最初に検討する必要がある。

紛らわしいことに、ローマ共和政の古い時代には、クリア民会、ケントゥリア民会、トリブス民会という異なったタイプの民会、および平民会が併存していた。これらは作られた時期も目的も異なるが、共通した制度上の構成と手続きを持ち、とりわけ、民会とそれを主催する公職者との関係に共通点を見てとることができる。

いかなる社会においても政治集会がなんらかの編成と指導者を必要とすることは言うまでもないが、ローマにおいて主催者が果たす役割は実際に必要されるよりも、はるかに大きかった。主催公職者は民会でのあらゆる手続きを完全に支配していたのである。しかるべき権限を持った公職者のみが様々な民会や集会を招集できた。つまり、古典期のアテナイと異なり、民衆が定期的集まって現下の諸問題について討議できる、民会の法定開催日というものはローマに存在しなかったのである。民会は公職者の首唱をもってのみ成立し、公職者は自らが招集した民会をいつでも解散できたので、民会がなんらかの決定を下すのを阻止できたのである。

公職者が民会の重要な構成要素であったという事実は、民会の機能をも決定する。この点においてもアテナイとの違いが際立つ。ローマの民会では、一般市民が首唱することもなく、公開討論すら許されていなかった会衆から提案がなされることもなかった。議論の場は、決議の場である民会とは別に設けられ、いわゆるコンティオ（討論集会、*contiones*）へと追いやられていた。しかし、この票決をとらない集会を招集するのも公職者でなければならず、自由な公開討論をする機会はなかった。つまり、コンティオの手順も厳密に規制され、主催公職者が直接統制していたのである。主催公職者が、コンティオが開催される場所と時間だけでなく、議題、そして重要なことだが、発言者までも、通常は前もって決定していた。それゆえ、コンティオは民衆との合議というよりも彼らへの演説であった。演説者と民衆との間に制度的な討論はなく、あったのは一方的な伝達のみであった。したがって、ローマの民衆には、正式に承認された指導者なしに集合したり、自らの考えを表明したりするための合法的な手段はなかったのである。指導者なしに民衆はいかなる意見を表明することもできなかったのであるから、民衆は指導者から独立した政治集団として存在していなかったのである。

民衆が本質的に受動的な役割しか果たしていないことは、立法の手続きにも反映されている。主催公職者が民会に法案を提出する際、民会には提示された法案を修正する機会は全く与えられず、賛成か反対かを決することしかできない。政策決定へ能動的に関与できないのだから、立法民会は特定の法案を批准するために、公職者によって招集されるその場その場で開かれる集会としか見なされえない。ローマの民会に対する制限を、現代人は特別視しないかもしれない。現代の住民投票においても政治家が投票権者に簡潔な提案をして可否を問うのであるから、ローマの立法手続きと類似していると感じるのであれば、なおさらであろう。このような手続きは、多数の人々から意見を取り入れるべきという実際的な問題に対して、公正かつ民主的な解決手段だと一般に見なされているからである。しかし、このような類比は誤りである。なぜなら、現代においてローマの立法民会に相当するのは国民投票ではなく、議会であるからである。したがって、ローマの民会に課せられた制限を正しく評価するためには、定期的開催されず、討論もなく、政策を策定も修正もできない議会を想定しなければならない。

ローマにおける公職者と民会との関係は、現代の政治に見られるものとはもちろんのこと、古典期アテナイにおける公職者と民会との関係とも根本的に異なっていた。アテナイとは異なり、ローマの公職者は、特定の公的な機能を果たし、民会に責任を負うただの役人ではない。すでに述べたように、ローマの公職者は民衆／民会に優越するのである。このことは、「公職者 (*magistratus*)」という呼称が「より偉大な (*magis*)」という言葉に由来するという語源的説明からも明らかである。民衆／民会の権力は、自らが選出した公職者の行動を介して、そして、それを介してのみ、表明されるのである。

公職者が持つ絶大な権力を考えれば、彼らを任命するための方法も重要であったことが理解できよう。公職者を選出する過程は通常、民会による選挙であるとされるが、その選挙の手続きの形式に注目することで、公職者選出に内在する論理を明らかにできる。そして、民会の受動的な役割がまたしても明白になるのである。ベイディアン [Badian 1990] が説得的に示したように、民衆は「主権」も持たなければ、公職選挙民会で能動的な役割を果たしてもいない。選挙民会は、その民会を正式に指導する公職者によって招集されていたし、公職者を指名するに際して使われた言葉遣いも、公職者指名が主催公職者と民会との共同作業によって行われていたことを示唆する。公職者の指導なしに、民衆／民会は新しい指導者を指名できなかったのである。また、指導者たる主催公職者の宣言によってのみ、次期公職者が正式に指名されるという事実も重要である。

この特徴は、民会による投票よりも、現職者によって新しい公職者の任命が正式に行われるという内部継承の性質があったことを示す。事実、現職のコンスルから後継者への継承が途切れた場合、後継者に権力を引き渡す儀式を遂行するため、中間王 (*interrex*) の任命が必要であった。権力を引き渡す手続きは、職を退く公職者が自らの後継者を民会に紹介し承認を求めるといったものであり、クリア民会 (*comitia curiata*) が新しい王へ歓呼することで承認するという伝統に由来していると一般に考えられている。おそらく、王は命令権に関するクリア民会決議 (*lex curiata de imperio*) によって命令権 (*imperium*) を受け取ったのであり、この決議は、事実上、

民衆／民会が同意を表明した、新しい支配者に対する忠誠の誓いであった。この解釈を裏付けるのが、公職選挙に用いられる言葉についての考察である。投票を意味する *suffragium* は語源的に、集った群衆が承認の印として打ち鳴らした武器の音を指していると言われている。このことから、指導者による要求に対して、群衆が集団として歓呼することで賛意を示すという原始的な行動は想起できても、投票と集計という選挙のプロセスを見てとることはできない。さらにラテン語には、市民が積極的に政治選択していたことを示す言葉が存在しない。投票すること (*suffragor*)、投票 (*suffragium*)、そして投票者 (*suffragator*) をあらかず言葉は、承認や支持を意味し、選択を意味する言葉ではない。つまり、民衆／民会が承認ないし留保しか表明できないシステムが語彙に反映されているのである。

後に、幾人かの候補者からの選択の余地がある実質的な選挙が生じたが、その時でも民会が望む人物に自由に投票できたという証拠はない。制度的にも実際にも公職者が責任者であったので、民衆／民会による投票結果が拒否されることも有り得た。実際に、少なくとも13の拒否の事例が知られている。

ここまでの議論から、ローマの民衆／民会の「主権」は、公職者の権力によって規制され、その権力に服していたことが明らかになった。では、ローマの一般市民の「主権」の本質はどのように理解すべきだろうか。

ここで元老院の役割についても言及しておこう。元老院は政治に介入し、法律と政策に異議を唱えることのできる最高の宗教的権威を持っていた。ここでは元老院の権力について詳細に論じる余裕はないが、元老院の権力の存在を考慮すると、法律の制定に関する民衆の主権とは、全ての法律が民会で承認されなければならないという意味であり、民衆／民会のあらゆる意向が法律となったのではないことが分かる。同じことが公職選挙についても言える。つまり、全ての公職者は民会で承認されなければならなかったが、民会で承認されさえすれば、だれでも公職者となれる訳ではなかった。したがって、ローマの国家と国家機関に対する概念はギリシア人の著作に見られるものとは、かなり異なっていたことは明らかである。ローマの民衆／民会の役割は、ポリュビオスが行ったような機能論的分析では捉えられないのである。ローマの民衆の「主権」の本質を理解するために、私は2つの特徴を強調したい。第1の特徴は、あまりに明白なので見落とされがちであるが、ローマ人の国家の概念に関するもので、第2の特徴はローマ人の自由 (*libertas*) の概念に関わるものである。

まず、第1の特徴についてであるが、ローマ人の国家の概念は極めて単純なものであり、国家と民衆 (*populus*) とは不可分だと見なされていた。国家 (*res publica*) とは公事、すなわち民衆に関する事柄であった。コーネル [Cornell 1995] は、「現代の抽象的な意味での国家概念、すなわち、構成する個々人を捨象した非人格的な存在という意味での国家概念をローマ人は持たなかった。むしろ、国家とは、単純にローマの民衆、市民の集合体であった」と述べている。民衆こそが国家であったので、民衆の「権力」は明瞭な政体原理としての「人民主権」に関わる問題とみなされなかった。それゆえ、民衆／民会だけが法律や合法性の根拠であることは、ローマ人にとって自明であった。公的活動は、神々や元老院によって承認されねばならなかつ

ただろうが、民会による正式な承認を得ずして正当性を持つことはなかったのである。

第2の特徴に論を進めよう。ローマの一般市民 (*populus Romanus*) は自由を享受する自由民として定義された。現存する史料が示すように、「自由なローマの民衆」は共和政期のローマ人に一貫してみられる数少ない自己定義の1つである。その結果、民衆/民会は、自らの可決した法律によってのみ束縛され、自らの承認した指導者にのみ服従することになったのである。この原則に抵触することは僭主政 (*dominatio*) に等しかった。我々の知る限り、この国家と民衆についての基本的理解が疑われたことはなく、共和政期を通じて、この理解に基づいて政治理念が唱えられ、実際の政治が行われたのであった。しかし、ローマ人が抱いていた自由の概念と、その自由の概念に基づいて民会に与えられた主な役割は、「民主政」の基本原則や民衆による自治権を含んではいなかった。ローマ人にあったのは、民衆の同意なしではいかなる正当性も存在しないという認識であった。

この結論から、民衆による同意の本質とは何かという疑問が生じる。はたして民衆の同意は、制度上、必要とされるものに過ぎず、政治的意義をまったく、あるいはわずかしき持たなかったと言えるのだろうか。このような問いについて興味深い回答を与えたのが、神々への諮問と民衆への諮問とを比較したシェイド [Scheid 2003] である。彼の述べるところでは、「卜占は考え抜かれた、まさに人為的な技術である。そして、この技術には、先例に基づいて実施され判断される、神々への直接的な問いかけというよりも、問いかける者に神々が同意を示すようにと唱えられた嘆願めいたものがある。ある意味、神々への問いかけは公職者の民衆への問いかけと似ているのである」。どちらも肯定的な回答を得るためになされるのだから、これら2つの手続きは際立って類似していると言えよう。すでに見たように、民会での手続きは公職者の要求に承認を与えるためのものであった。民衆と神々という2つの集団に対して公職者が同意を求めようとする行為、すなわち民会と卜占のどちらにおいても、公職者が主導していると言えよう。この解釈によって、民会に儀礼としての本質があったことが示される。この儀礼的側面は、民衆が同意を示す方法に注目することによって、よりはっきりと現われるのである。

古代には代議制という現代的な考え方がなかったので、いかなる政治活動も直接参加によってなされた。それゆえ、集会に出席し、票を投じることによってのみ人々は政治に参加できたのであった。しかし、古代ローマにおける民衆の政治参加は、現代のような個人による直接参加とは異なる独自の方法によって組織されていた。つまり、票決に際して、市民各人は全体の票決において1票を持つ集団に組み込まれるのであった。クリア民会、ケントゥリア民会、トリプス民会の各民会は、クリア、ケントゥリア、トリプスという異なる投票単位に基づいて構成されていたが、投票に関しては基本的に同じ原則が全民会にあったのである。

集団ごとの投票というローマの制度は古代世界に類を見ない。この独特な制度の起源は不明であるが、先史時代のローマ社会の構成と関係している。その関係を具体的に述べると以下のようなになる。最も古いローマの民会であるクリア民会は、市民をクリアという単位ごとにまとめるものである。男たちの集まり (*co-viria*) という語源を持つ、このクリアという集団はローマ市民団のもととなった組織であろうと考えられている。ローマ市民を意味する古い言葉であ

るクィリテス（*Quirites*）は、語義的にはクリアの成員という意味である。そして、クリアは人工的に造られた政治組織ではなく、ローマ国家の成立以前からあった自然発生的で自治的な小集団であるとの主張がなされている。

クリア民会は、共和政後期には極めて限られた機能しか持っておらず、この民会が元来、持っていた権限については推測に頼らざるを得ないところが多い。しかし、かつてはクリアの歓呼によって命令権が王に与えられていたように、執行権力である命令権（*imperium*）を高位公職者に正式に与えるのはクリアであっただろう。もしかすると元来は、各クリアは新しい王に対して歓呼をなすために個別に集まっていたが、のちに全クリアが1つの集会をなすようになって、その民会において各クリアが同意を示すために別々に投票するようになったのかもしれない。この仮説は集団ごとの投票というローマ独自の制度について歴史的な説明を与うる。だが、この制度の起源がいかなるものであれ、集団票制度の真の重要性は、それが共和政期の全政治活動に共通する行動様式を作り出すに至ったという点にある。

ローマの集団票制度は様々な影響を及ぼしたが、最も重要なのは、この投票制度が民衆の政治参加のあり方を規定したことである。その結果、政治参加は、民会に集った市民団全体が一体となって支持を表明するのではなく、各人が割り振られた極めて人工的な投票単位ごとになされるようになった。制度的には、市民が個人として投じた票の総数は数えられず、個々の市民が属した投票単位の票が数えられたのである。集団票制度によって、民衆の政治参加は個々人の投票における意思表示が捨象されるという特徴を持つようになり、多数の参加者がいなくても、民会は票決を下せるようになったのである。集団票制度は、ローマ市民の多くが実際に参加していなくても、民会が制度的に成立するという状態を可能にした。その結果、実際に集まった人々の数という物理的な問題と切り離された、政治概念としての民衆が成立しえたのであった。

この分離は共和政後期に非常に驚くべき事例となって現われた。当時、クリア民会は完全に儀礼的な存在となっていたが、いまだにクリアの投票によってコンスルに命令権を与える機関であり、この伝統的な手続きは相変わらず行われていたようである。公職者がクリアを招集し、クリアごとの投票がなされ、票決が行われ、結果が宣言されたであろう。しかし、30あるクリアがそれぞれ1人の先導警吏（*lictor*）によって代表されるという大きな変化が生じていた。もちろん、クリアによる投票手続きは形式的なもので、命令権の授与が否決されることなど有り得なかった。しかし、このクリア民会は制度的には有効であり、正式な執行権を得るために必要な手続きであると考えられていたのである。そして、前54年のスキャンダルが示すように、クリア民会の承認は実際に重要な意味を持っていたのである。この年、クリア民会で決議が可決されなかったために、コンスルであったアッピウス・クラウディウス・プルケルは、プロコンスルとしての責を負えず、キリキア属州総督として統治できなくなったことを知った。プルケルはそのような承認は不要だと主張する一方で、さらにクリア民会決議を偽造させようという暴挙に出たのである。そして、コンスル候補者のうちの2人が現職のコンスルに対して、次の条件を提示して選挙協力を取り付けた。すなわち、「もし2人の候補者が当選すれば、実

際には可決されなかったクリア民会決議が可決されたと証言できる3人の烏ト官を用意する」(Cic. Att. 4.17.2) という条件である。この案件で問題とされているのは、まさしくクリア民会決議の重要性であるが、事件によって示されるのは、30人の先導警吏による投票が実際の政治的意味を持っていたということである。共和政後期のクリア民会は、例外的な制度と見なされがちである。しかし、この出来事から導き出されるのは、民衆／民会が制度上重要な役割を担い、実際に参加していなくとも政治的に重要な、拘束力のある決議 (*vetum*) を行ったという事実である。

もちろん、政治参加のあり方が完全に形式的であるクリア民会は特殊であるが、全くの例外としてとらえるべきではない。全てのローマの民会における民衆の政治参加という基本原則が、クリア民会において極端な形で現われているにすぎないと見るべきである。というのも、ケントゥリアごとであれトリブスごとであれ、集団票による決定が意味するのは、民会に実際に参加した人数の多寡が制度上意味をもたないということである。投票が有効になるのは、市民全体を代表する参加者が承認した場合ではなく、投票単位となる集団によって可決された場合であった。

以上のことが意味するのは、ギリシアの政体に共通する特徴であった民会の法定定足数や、多くの者を民会へ参加させたり、各社会階層の代表を民会に参加させたりするために取られた、その他の手段は、ローマでは必要だとは考えられなかったということである。実際、規定通りに集められ、投票単位に分割されさえすれば、会衆の内実がいかなるものであっても、ローマの民衆を代表する民会であるとされたのである。法律や公職者の任命の有効性は、民会に参加した市民の数とは無関係であったので、市民の意見を正しく反映しうる代表を民会に参加させようという努力は一切なされなかった。それどころか、民会の会場は狭いままであり、複雑で時間のかかる手続きは決して合理化されることはなく、下層市民の参加を促すような手当に関する規定もないといった特徴が示すように、むしろ多数の市民が民会に参加することは妨げられていた。したがって、共和政後期まで民会に参加できたのは全市民のうちのほんの一握りの人々だけであった。しかし、このような状況が立法や公職者選出の正当性に問題をもたらすとは見なされなかったのである。多くの物議を醸し出した法案や選挙にすら、貧しい市民たちが参加して、反対意見を述べることはなかったのである。

ローマ市民が分属させられた投票単位による信任という、正しい手続きを踏むことによって、政治行為に正当性が与えられる。このような同意という形式の重視は矛盾した結果をもたらす。なぜなら、集団票制度において民会参加者の実数が無意味である一方で、全ての投票単位に投票者が存在するという状況が重要視されるからである。キケロが伝える逸話から、あるトリブスに所属する投票者がいない場合、そのトリブスのために5人の投票者が他のトリブスから移されるという事態が知られている (Cic. Sest. 109)。この擬制トリブスの創出という形式主義において興味深いのは、全トリブスの投票がトリブス民会での承認を成立させるための必要条件であったことである。また、トリブスは立法民会において同時にではなく順々に投票するが、半数以上のトリブスが投票を終えて法案の可決が明らかになった後も、残り全てのトリブスも

投票しなければならなかった。この慣例も、全ての投票単位が承認を与えることが目的であったために、トリブス民会での投票が元来は全会一致であったことを示唆する。さらに、全てのトリブスが投票したことは、民会での決定の形式的な合法性だけでなく、法と市民との関係も重要であったことを表している。というのも、法案を可決することで、民衆は自らの力と合法性を確認したからである。したがって、きわめて重要なのは、全ての投票単位が提案を承認して、それによって投票単位の決定に、その成員が従うという事実である。

我々が論じてきたのは、法律、評決、公職者の任命の正当性を得るために民衆の承認を形式的に必要とするシステムである。したがって、承認を与える民衆が極めて形式化されていて市民共同体の象徴に過ぎないとしても驚くに値しない。また、彼らの主体的行動が想定されておらず、示された提案に了解を与えること、すなわち賛成票 (*suffragium*) を投じることだけが認められていたとしても驚くに値しないのである。しかし、重要な例外として、民衆／民会の司法機能に関しては、この行動様式からの逸脱が見られる。つまり、民会が法廷として招集された場合、民会が下す結論はあらかじめ与えられていなかったのである。この場合、民会は提案に対して単に承認するのではなく、案件当事者にとって極めて重要な決定を下さなければならなかった。司法民会の判決を受ける立場の者にとって、民会への参加という問題はこれまで見てきた承認の付与とは全く異なった問題となるのである。そして、司法民会に注目したとき、民会への参加者に関心を寄せた唯一のローマ人の存在に我々は気付かされるのである。

その人物とはウァッロである。彼はマニウス・セルギウスの『起訴に関する古記録 (*commentarium vetus acquisitionis*)』(前3世紀半ば?) に含まれていた規則を書き留めている (LL 6.90-3)。その規則は、死罪に値する事件を扱う司法民会を招集する方法について詳細な指示を与えているが、そこでは元老院議員が臨席するよう取りはからわれるようにと力説されている。つまり、司法民会の参加者の数のみならず、質も重要視されていたのである。この規則の意図するところは、富裕者が多く出席することで、彼らが支配的な民会を開催することであった。

死罪を扱う裁判が行われる場合においてだけ、民会への参加者に関心が向けられていたということは、逆にその他の民会については、参加者への関心が希薄であったということを実際させる。集団票制度は、民衆の政治的役割に、政治参加者としての市民1人1人の重要性を低下させるような捨象化といった特徴を与えたが、この特徴は、解放奴隷や外国の共同体にまでも市民権を与えたことで知られる、ローマの開放的な市民権付与政策に反映されている。この政策は、ローマ市民権を得た個人が直接的に政治参加できないからこそ可能であったのである。この市民権付与のあり方により、ローマは他の共同体とかなり異なった発展をとげ、実に多くの他国の人々を市民共同体の中に取り込むことができたと言える。

ここで、民衆の権力と民会がもつ矛盾とをいかに理解するかという問いに立ち戻るならば、次のように結論づけることができよう。まず、制度上の権力の所在と実際に行使された権力とは区別されなければならない。つまり、民衆／民会は、ある意味では、ほとんどあらゆることができると言えるが、同時に彼らができることは極めて限られているとも言えるのである。民衆／民会は制度上、無制限の権力を持つが、それを実際に行使する手段はなかったからである。

国家と民衆とが、また民衆と彼らの自由とが単純に同一視されたがゆえに、民衆／民会は政治行為に正当性を与える唯一の存在となった。しかし、民衆は受け身であり、彼らに示された提案に承認を与える存在とされていた。あらゆる案件は民衆のために、そして民衆の承認を経て行われるが、民衆によって行われることはないのである。それゆえ民衆の同意を単なる形式的なものに見なしたくもなるが、それは誤りである。ローマの公的生活において、正しい手続きこそがあらゆる公的活動に正当性を与えるために不可欠であったのだから、「単なる形式的なこと」なるものは存在しないのである。民衆の同意を正式に得ることは、神々の同意を得ることと同じくらい重要であったのである。ただし、儀式的論理には反するものの、民衆も神も同意しないということも原理上は有り得たのである。

ここまで、民衆／民会のもつ矛盾を出発点として、ギリシアの概念とポリュビオスによる政体分類に強く影響を受けてきたローマの政治機関に、独自の解釈を試みてきた。ポリュビオスのモデルは、象徴的ですがある形式的権力というものが存在する可能性を想定しておらず、ローマの民会の本質を見落としている。ポリュビオスは、ローマの政治機関がしっかり役割分担が出来ており、権力を拡散させたり集中させたりする合理的な機能を持っていると理解してしまった。このような前提に立つ限り、ローマの民会の矛盾は説明できないのである。ポリュビオスは、ローマの民衆／民会が最終的な権力を持っているが、それを行使し得ないということを理解せずに、それぞれの政治機関が独立した権限を持ち、他の機関の権力によってのみ制限が加えられるという、権力の均衡モデルをローマの状況に当てはめた。こうして、機関内部の論理を明らかに欠いたポリュビオスのモデルは、個々の機関の統合ではなく、その相互関係を説明する仮説という、異なる段階を分析したものとして構築されたのである。

おわりに

最後に、民衆／民会の権力の問題に立ち戻り、この問題にこれまでの考察がいかなる見直しを与えるかについて述べたい。民衆／民会がどれほど権力を行使したかについては多くを論じえなかったが、これまでの考察が示唆するところでは、民会という制度上の政治機関は、民衆が直接的な影響力を持っていた民主的手段と見なせないで、民会での民衆の権力の発現は期待できない。あらゆる公的活動が、民衆のため、あるいは民衆に代わって行われたという事実は、民衆が直接的な影響力を持っていたかのように、誤った方向へ議論を誘導してしまう。現代イギリスにおいて、首相のあらゆる権限が、公式には主権者である女王の権力を通して行使されているという状況に例えられよう。また、多くの民衆を政治過程に引き込み、民衆の利害とされるものを追求するために、民会を利用した政治家もいたという事実を指摘することも、民会自体はそのような政策を推進する権限を持たなかったのであるから、今の議論とは異なる次元に属する問題である。たしかに、時を経るにつれて新しい政治手法に民会が利用されたであろう。しかし、その過程は、逆説的であるが、自らの権利を主張する手段を正式には持っていなかった大衆が政治権利を獲得しようとした闘争の歴史ではなく、支配層の歴史として論じ

られるべきである。

ローマの政治言説と制度上の政体の中心に民衆が存在したことは、もちろん重要である。とりわけ、民衆／民会が国家の基盤をなし、また、国家の最高権威を持つという認識が当たり前であったので、既存の政治秩序の代替としての真の民主政が実現されることは望み得なかった。なぜなら、理論的には民衆がすでに権力を持っていたからである。たしかに、民衆の不満を表明するために民会が用いられることもあったが、それは民会の形式や手続きを定めた原理に反していた。民会が「民衆の権力」の行使装置とは言えないことを考慮するならば、民会における反対という事例は、例外に過ぎないのである。それゆえ、公的な政治手続きが社会の安定に大いに寄与したとする、フライク [Flaig 1995] のような主張も疑わしい。実際には、社会の安定は様々な手段で維持されたようであり、多くの人に受け入れやすい統治手法をエリートが用いたり、不完全なものにせよ合意を形成しての政策が追求されたりもしていた。絶え間なく続く戦争と、それによってもたらされる戦利品の分配も重要である。ローマ社会が軍事国家としての性格を強めていったことも、軍事規律と忠誠によってエリートと大衆との互恵的な紐帯を強めたのであった。

論考を締めくくるにあたり、付け加えておくが、本稿で示したローマ政治システムの解釈によって主張したかったのは、民衆が政治に関心を持たなかったとか、無力であったということではない。私の主張を一言でいえば、民衆による政治への関与は、民会以外の場所に見いだされねばならないということである。物理的にまとまった群衆となった民衆は常に強大な武器であり、共和政後期の歴史をひもとけば、自らの利害が問題になっていると感じた時に、民衆が街路に繰り出した例には事欠かない。そうならない時もあったが、特に食糧不足の時には、彼らは政治に関与したのである。ほとんどの一般市民は高度な政治の世界と関わり合うことはなかっただろうが、自分たちの個人的な利害が関わるならば、進んで意思表示をしたのである。もっとも劇的なのは前 88 年の事例である。すなわち、スッラのローマ進軍を支持することを選んだ人々は、そうすることによって「自由な共和政」よりも多くの点で彼らが必要とするものを与えてくれる新しい政治システムの誕生に決定的な役割を果たしたのであった。

【参考文献】

- E. Badian (1990), 'Kommentar: Magistratur und Gesellschaft', in W. Eder (ed.), *Staat und Staatlichkeit in der frühen römischen Republik* (Stuttgart), pp. 458-75.
- P. A. Brunt (1988), *The Fall of the Roman Republic and Related Essays* (Oxford).
- T. J. Cornell (1995), *The Beginnings of Rome. Italy and Rome from the Bronze Age to the Punic Wars (c.1000-264 BC)* (London-New York).
- E. Flaig (1995), 'Entscheidung und Konsens. Zu den Feldern der politischen Kommunikation zwischen Aristokratie und Plebs', in M. Jehne (ed.), *Demokratie in Rom? Die Rolle des Volkes in der Politik der römischen Republik* (*Historia Einzelschriften* 96: Stuttgart) pp. 77-127.
- (2003), *Ritualisierte Politik: Zeichen, Gesten und Herrschaft in alten Rom* (Göttingen).
- K.-J. Hölkeskamp (1995), 'Oratoris maxima scaena: Reden vor dem Volk in der politischen Kultur der Republik', in M. Jehne (ed.), *Demokratie in Rom? Die Rolle des Volkes in der Politik der römischen Republik* (*Historia Einzelschriften* 96: Stuttgart), pp. 11-49.
- C. Meier (1980), *Res publica amissa*, 2nd ed. (Frankfurt a. M.) (1st ed. Wiesbaden 1966).
- F. Millar (1984), 'The Political Character of the Classical Roman Republic', *JRS* 74, pp. 1-19.
- (1986), 'Politics, Persuasion and the People before the Social War (150-90 B.C.)', *JRS* 76, pp. 1-11.
- (1989), 'Political Power in Mid-Republican Rome: Curia or Comitium?', *JRS* 79, pp. 138-50.
- (1995), 'Popular Politics at Rome in the Late Republic', in I. Malkin and Z. W. Rubinsohn (eds.), *Leaders and Masses in the Roman World. Studies in Honor of Zvi Yavetz* (Leiden-New York-Köln), pp. 91-113.
- (1998), *The Crowd in Rome in the Late Republic* (Michigan).
- R. Morstein-Marx (2004), *Mass Oratory and Political Power in the Late Roman Republic* (Cambridge).
- H. Mouritsen (2001), *Plebs and Politics in the Late Roman Republic* (Cambridge).
- (2005), review of Morstein-Marx (2004) *JRS* 95, pp. 251-2.
- F. Münzer (1920), *Römische Adelsparteien und Adelsfamilien* (Stuttgart).
- W. Nippel (1980), *Mischverfassungstheorie und Verfassungsrealität in antike und früher Neuzeit* (Stuttgart).
- M. Ostwald (2000), *Oligarchia. The Development of a Constitutional Form in Ancient Greece* (*Historia Einzelschriften* 144: Stuttgart).
- J. Scheid (2003), *An Introduction to Roman Religion* (Edinburgh).
- J. Vaathera (1993), 'The Origin of Latin suffragium', *Glotta* 71, pp. 6-80.
- C. Wirszubski (1950), *Libertas as a Political Idea at Rome during the Late Republic and Early Principate* (Cambridge).

【訳者解題】

著者のヘンリック・ムーリツェン氏は、ロンドン大学キングス・カレッジ古典学科のローマ史教授である。1962年、デンマークのオーデンセに生まれたムーリツェン氏は、オーデンセ大学およびコペンハーゲン大学で学んだ後に、英国に渡り、ケンブリッジ大学、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ、レスター大学で研究・教育に携わった。1999年よりロンドン大学キングス・カレッジで教鞭をとり、2008年に教授に就任している。ローマ時代のイタリアの政治史・社会史を専門とするムーリツェン氏は、ポンペイ研究・ラテン碑文学および共和政期の政治史について顕著な業績をあげている。ポンペイの選挙ポスターを分析した *Elections, Magistrates and Municipal Elite: Studies in Pompeian Epigraphy* (Rome, 1988)、同盟市戦争をめぐる古代の叙述およびモムゼン以降の現代の研究を再検討し、新しい解釈を試みた *Italian Unification: A Study of Ancient and Modern Historiography* (London, 1998)、そしてファergus・ミラーの唱えるローマ民主政論を批判した *Plebs and Politic in the Late Roman Republic* (Cambridge, 2001) の3冊の単著に加え、数多くの論文を発表している。

本稿は、本村凌二東京大学教授を代表とする科学研究費プロジェクト「カンパニア都市とヴィッラ集落をめぐる社会史的研究」の招聘により来日したムーリツェン氏が、2009年3月28日に京都大学文学部で行った講演に若干の変更を加え翻訳したものである。なお、本稿はケンブリッジ大学出版局の *Key Themes in Ancient History* シリーズのために執筆中のローマの政治を扱う単著の草稿の一部とのことである。本稿でムーリツェン氏は、ミラーが民会の役割を評価し、ローマ共和政は「民主政」であったと主張して以来、活発な議論がなされている共和政期ローマの政治のあり方について、自身の見解を披瀝している。筆者はすでに *Plebs and Politic in the Late Roman Republic* において、ミラーへの反論を展開しているが、本稿でも、ミラーが重視するポリュビオスの政体論をローマ政体の本質を捉えていないと批判し、民会の役割について受動的な性質を持っていたことを強調している。

このような筆者の見解は基本的には正しいように思われるが、論考が簡潔であるために、補足すべき点があるように思われる。民衆が主体性を持っていたとされる司法民会は、前2世紀以来、各種の常設裁判所が設置されたため、開催される機会が極めて少なくなっているという点である。したがって、彼の主張を受け入れるならば、同時代史料が比較的多い前1世紀には、民衆の政治参加は極めて形式的なものとなっているということになる。

ただ、彼が主張する「形式性」を「民主政」と矛盾するものとして捉えるかどうかには異論もあるだろう。現代の水準でローマが「民主政」であったか否かを考えるべきではないとするならば、参加人数の多寡という観点も、特殊ローマ的な政治の有り様を考える上で考慮に入れ

(1) 共和政期の政治をめぐる議論は、日本でも注目を集め、多くの論考が著されているが、ここでは研究動向の整理として有益な、砂田徹「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——ミラーの問題提起（一九八四年）以降を中心に」『史学雑誌』106-8、1997年、63-86頁、安井萌『共和政ローマの寡頭政治体制』（ミネルヴァ書房、2005年）の序章「ノビリタス支配をめぐる学説史と論点」のみを挙げておきたい。

るべきかもしれない。共和政後期にケントウリア民会で繰り広げられた激しい選挙戦に、民衆の「主体性」を認めるかどうかは兎も角として、そこに多くの人々が参加したことを考慮すれば、ムーリツェン氏の優れた視角も一面的であるとの批判を免れないのかもしれない。しかし、同意するにせよ反論するにせよ、筆者の明快な議論が、共和政ローマの政治について、読者の関心を深め、さらなる議論を喚起するのであれば、記者としてこれにまさる喜びはない。

本稿の翻訳は、高橋が作成した下訳をもとに2人で協議し訳文を確定した。本稿のタイトルにも使われる「民衆／民会」は、頻出する重要なキーワードであるが、*people*（あるいは *populus*）の訳語である。文脈に応じて「民衆」、「民会」と訳し分けた箇所もあるが、やや不自然ながらも「民会に出席した、あるいは出席しえた民衆・ローマ市民」という意味合いをもたせるために、このような訳語を選択した。また「政体」は *constitution* の、「政治機関」あるいは「機関」は *institution* の訳語である。